

(第一類 第二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會會議錄第三十三号

(七一九)

昭和二十二年十一月十三日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 矢野龍溪三郎君

理事 橋本虎之助君

理事 酒井 俊雄君

理事 大石ヨシエ君

理事 久保田鶴松君

理事 大澤嘉平治君

理事 千賀 康治君

理事 小暮藤三郎君

理事 外崎千代吉君

出席國務大臣

內務大臣 木村小左衛門君

出席政府委員

內務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

議員 中村 俊夫君

總理廳事務官 直江丙午郎君

內務事務官 原 文兵衛君

文部事務官 中村 鎮君

厚生事務官 高田 正巳君

專門調査員 有松 昇君

十一月十日

警察法案(内閣提出)(第九〇號)
の審査を本委員會に付託された。

十一月十日

地方分限の追加分限増加に關する陳
情書(全國都道府縣知事會議代表東
京都知事安井誠一郎)(第九三號)
地方財政の健全化に關する陳情書
(全國都道府縣知事會議代表安井誠
一郎)(第九六號)
電氣稅設定反對に關する陳情書(日

本發送電株式會社總裁大西英一外九
名(第五二一號)及び各種車稅徵收
に關する陳情書(千葉縣野田町高木
虎尾第五六四號)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)
請願

一 武庫郡町村に對し行政上特例設
定の請願(中村俊夫君紹介)(第一
〇五一號)

二 料理店の營業再開許可その他に
關する請願(唐木田藤五郎君外一
名紹介)(第一〇五九號)

○坂東委員長 これより治安及び地方
制度常任委員會を開會いたします。
本日の日程は警察法案並びに請願二
件、すなわち武庫郡町村に對し行政上
特例設定の請願、第二は料理店の營業
再開許可その他に關する請願でありま
す。

まずもつて警察法案を議題に供しま
す。政府の説明を承ります。木村內務
大臣。

警察法案

警察法目次

第一章 總則

第二章 國家地方警察

第一節 國家公安委員會

第二節 國家公安委員會の事務

部局

第三節 都道府縣公安委員會

第四節 都道府縣國家地方警察

第三章 自治體警察

第一節 總則

第二節 市町村公安委員會

第三節 市町村警察

第四節 特別區に關する特例

第四章 國家地方警察及び自治體
警察自治體警察相互間の關
係

第五章 管轄區域外における權限
行使

第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第七章 國家非常事態の特別措置

第八章 雜則

附則

別表

警察法

國民のために人間の自由の理想を
保障する日本國憲法の精神に従い、
又地方自治の眞義を推進する觀點か
ら國會は、秩序を維持し、法令の執
行を強化し、個人と社會の責任の自
覺を通じて人間の尊嚴を最高度に確
保し、個人の權利と自由を保護する
ために、國民に屬する民主的權威の
組織を確立する目的を以て、ここに
この警察法を制定する。

第一章 總則
第一條 警察は、國民の生命、身體
及び財産の保護に任じ、犯罪の
捜査、被疑者の逮捕及び公安の維
持に當ることを以てその責務とす
る。

警察の活動は、嚴格に前項の責
務の範圍に限られるべきものであ
つて、いやくも日本國憲法の保
障する個人の自由及び權利の干渉
にわたる等その權能を濫用するこ
となつてはならない。

第二條 この法律において行政管
理とは、警察職員の仕事及び警察の
組織並びに豫算に關する一切の事
項に係るものをいう。

この法律において運管管理とは
左に掲げる事項に係るものをい
う。

一 公共の秩序の維持
二 生命及び財産の保護
三 犯罪の豫防及び鎮壓
四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕
五 交通の取締
六 逮捕状、勾留狀の執行その他
の裁判所、裁判官又は檢察官の
命する事務と法律をもつて定め
るもの

第三條 この法律に従うすべての職
員の行方職務の宣誓は、日本國憲
法及び法律を擁護し支持する義務
に關する事項をその内容に含むべ
きものとする。

第二章 國家地方警察
第一節 國家公安委員會
第四條 內閣總理大臣の所轄の下
に、國家公安委員會及び定員三萬
人を超えない國家地方警察隊を置
く。その經費は、國庫の負擔とす
る。

國家公安委員會は、左に掲げる
事務を掌る。

一 警察通信施設(自治體警察の
本部から管下の下部組織に通ず
るものを除く)の維持管理に關
する事項但し、國家地方警察及

其他の自治體警察との連絡のた
めに、自治體警察はこれを利用
することができる。

二 犯罪鑑識施設の維持管理に關
する事項

三 警察教養施設の維持管理に關
する事項

四 その他國家地方警察の行政管
理に關する事項

五 犯罪鑑識及び犯罪統計に關す
る事項

六 國家非常事態に對處するため
の警察の統合計畫の立案及び實
施に關する事項

七 皇宮警察の管理に關する事項
並びに當該機關の要求のあつた
場合において東京府内における
國會、內閣各省(總理廳を含む)
會計検査院及び最高裁判所の使
用する建物及び施設の整備に關
する事項

第五條 國家公安委員會は、五人の
委員を以て、これを組織する。

委員は、警察職員又は官公廳に
おける職業的公務員(昭和二十年
九月二日以後において公選され又
は公選若しくは國會、その兩院若
しくはその一院又は地方議會の選
舉若しくは議決によつて選任され
た者を除く)の前歴のない者の中
から兩院の同意を経て內閣總理
大臣がこれを任命する。

委員の任命については、衆議院が
同意して參議院が同意しない場合
においては、日本國憲法第六十七

條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に處せられた者

三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の三人以上が、同一政黨に屬する者となることとなつてはならない。

第六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員に、これを準用する。

委員は、政黨その他の政治的團體の役員となることができない。

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、補缺の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は、これを再任することができない。

第八條 委員は第五條第四項各號の一に該當するに至つた場合においては、當然退職するものとする。

内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるを認める場合においては、兩議院の同意を経て、これを罷免することができる。

内閣總理大臣は、兩議院の同意を経て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員中何人も所屬していなかつた同一の政黨に新に三人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中二人を超え委員の員數の委員

二 委員中一人が既に所屬している政黨に新に二人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中一人を超える員數の委員

第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣總理大臣は、委員中二人が既に所屬している政黨に新に所屬した委員をただちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

第九條 委員は、檢事總長の條給に準ずる報酬を受ける。

第十條 國家公安委員會に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再任することができない。

委員長は、國家公安委員會の事務を總理する。

基き、國家公安委員會が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員會の指揮監督を受け、國家地方警察本部の事務を掌理する。

第十四條 國家地方警察本部に總務部、警務部及び刑事部を含む五以上の部を置く。

國家地方警察本部に警察大學校を附置する。

警察大學校は、國家地方警察の、新任及び現在の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員會の定めるところにより、次長一人、部長五人以内及びその他所要の所屬職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十六條 全國を六警察管區に分ち、警察管區ごとに、國家地方警察の地方事務部局として警察管區本部を置き、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管區の區域及び名稱並びに警察管區本部の位置及び名稱は、別表による。

第十七條 警察管區本部に、國家公安委員會の定めるところにより、本部長その他所要の職員及び機關を置く。その組織は、國家地方警察本部の例による。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 警察管區本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を受け、警察管區本部の事務を處理し、その管轄區域内の都道府縣國家地方警察の行政的調整及びその均齊を圖る。

警察管區本部長及び都道府縣公安委員會は緊密な連絡を保ち、警察に關する事項について適當に協力する。

第十九條 各警察管區本部に管區警察學校を附置する。

管區警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

管區警察學校及び警察大學校は、國家地方警察がこれを維持し運営する。

第三節 都道府縣公安委員會

第二十條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員會を置く。

都道府縣公安委員會は、都道府縣國家地方警察の運営管理を行う。

第二十一條 都道府縣公安委員會は、三人の委員を以て、これを組織する。

委員は、その都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者で警察職員又は官公廳における職業的公務員（昭和二十年九月二日以後において公選され、又は、公選若しくは國會、その兩院若しくはその一院又は地方議會の選舉若しくは

議決によつて選任せられた者を除く。）の前歴のない者の中から、都道府縣知事が、都道府縣の議會の同意を経て、これを任命する。

左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に處せられた者

三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の二人以上が、同一政黨に屬する者となることとなつてはならない。

第二十二條 委員は、都道府縣、特別區若しくは市町村の議會の議員又は有給吏員を兼ね、又は政黨その他の政治的團體の役員となることができない。

前項の外、委員の服務に關する事項は、國家公務員法第三章第七節の規定に準じ、都道府縣規則で、これを定める。

第二十三條 委員の任期は、三年とする。但し、補缺の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は、これを再任することができない。

第二十四條 委員は、左の各號の一に該當する場合においては、當然退職するものとする。

一 第二十一條第三項各號の一に該當するに至つた場合

二 當該都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者でないとなつた場合

委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、都道府県知事は、都道府県議会の同意を経て、これを罷免することができ

る。委員の中、二人以上が同一政黨に属することとなつた場合においては、これらの者の中、一人以外のは、都道府県知事が、都道府県議会の同意を経て、これを罷免する。但し、都道府県知事は、委員中一人が既に所屬している政黨に新に所屬するに至つた委員をただちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

第二十五條 都道府県は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行ふために要する費用の辨償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十六條 都道府県公安委員會に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再任することができる。

委員長は、都道府県公安委員會の會務を總理する。

第四節 都道府県國家地方警察

第二十七條 都道府県國家地方警察は、その都道府県の區域（自治體警察の管轄に屬する區域を除く）

内において第二條第二項に定める事務を行う。

第二十八條 各都府縣に、一の國家地方警察都府縣本部とその都府縣廳所在地に置く。北海道には、下部行政區劃により十四以内の國家地方警察の本部を置く。その本部の一は、北海道廳所在地に置く。

都道府県國家地方警察の管轄に屬する區域は、警察區に分け、警察區毎に警察署を置く。

警察署の區域並びに警察署の位置、名稱及び管轄區域は、國家地方警察がこれを定める。

警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置く。

第二十九條 都道府県國家地方警察と市町村警察との連絡及び國家地方警察の所掌に屬する警察通信施設の維持管理に當らしめるため、必要の地に都道府県國家地方警察の支所を置く。

第三十條 都道府県國家地方警察本部の長（以下都道府県警察長といふ）は、國家公務員法の規定に基き、警察管區本部長が國家地方警察本部部長の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三十一條 都道府県警察長は、都道府県公安委員會の運営管理に服し、警察管區本部長の行政管理に服するものとする。

第三十二條 都道府県警察長は、その都道府県の區域内にある國家地方警察の所掌に屬する警察通信施設を管理する。

第三十三條 都道府県國家地方警察本部に所屬の部課（犯罪鑑識及び

犯罪統計に關する機構を含む。）を置く。

第三十四條 都道府県國家地方警察に都道府県警察學校を附置する。

都道府県警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現在の警察職員を訓練する。

第三十五條 都道府県國家地方警察に、警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる警察官その他所要の職員を置く。

警察官の階級は、警視長、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。

第三十六條 前條第一項に規定する職員は、國家公務員法の規定に基き、都道府県警察長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。

警察官の宣誓、教育訓練、禮式及び服制について必要な事項は、國家公安委員會がこれを定める。

第三十七條 警察署長は、警視又は警部を以てこれにあてる。

警察署長は、都道府県警察長の指揮監督を受け、その管轄區域内における警察事務を執行し、警察署の職員を指揮監督する。

第三十八條 支所長は、警部又は警部補を以てこれにあてる。

支所長は、都道府県警察長の指揮監督を受け、第二十九條に規定する事務を執行し、支所の職員を指揮監督する。

第三十九條 都道府県國家地方警察の機關及び職員に關する細目的事項は、國家公安委員會がこれを定める。

第三章 自治體警察

第一節 總則

第四十條 市及び人口五千以上の市街の町村（以下市町村といふ）は、その區域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街の町村は、官報に告示した最近の國勢調査の人口に従い、政令を以てこれを告示する。

第四十一條 市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に關するすべての職務を行う。

第四十二條 自治體警察に要する經費は、當該市町村の負擔とする。

第二節 市町村公安委員會

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員會を置き、その市町村の區域内における警察を管理せしめる。

第四十四條 市町村公安委員會の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用辨償については、第二十一條乃至第二十六條の規定を準用する。但し、都道府県とあるは市町村と、都道府県知事とあるは市町村長と、都道府県規則とあるは市町村規則と讀み替へるものとする。

第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は、一又は二以上の警察署を置く。

二以上の警察署を置く場合には、

市町村警察の本部を置く。

警察署の位置、名稱及び管轄區域並びに市町村警察本部の設置及び組織は、市町村公安委員會がこれを定める。

第四十六條 市町村警察に、警察長及びこの法律の規定に従い、有效に警察事務を行うに必要且つ適當な階級の警察吏員を置く。

前項の市町村警察吏員には、第三十五條第三項の規定を準用する。

市町村警察吏員の定員は、地方的要求に應じてその市町村がこれを決定するが、九萬五千人を超えてはならない。但し、地方自治財政が確立するまでは、市町村の警察吏員の定員は、政令の定める基準によるものとする。この基準は、市町村の人口に應じ並びに有效な警察事務の執行及び警察の管理、監督に必要な警察吏員の階級に應じて定める。この基準は、又市町村の人口に應じ、有効に警察事務を行うに必要な専門家、技術者、書記及び雇傭人の數及び種類を明示する。九萬五千人の全員の配分の調整は、地方自治財政が確立した後においては、國會の定める法律によつてのみ行う。

第四十七條 市町村警察長は、條例に従い、市町村公安委員會がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第四十八條 市町村警察長は、公安委員會の承認を得てその市町村警察職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村警察長は、これらの職員を指揮監督する。

第四十九條 警察署長は、警部補以上の警察吏員を以てこれに充てる。

警察署長は、上司の指揮監督を受けて、管轄區域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第五十條 警察職員の任免、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

市町村警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び服制は、第三十六條第二項の規定により國家公安委員會の定めるところに則り、市町村規則でこれを定める。但し、制服は、國家地方警察の制服と明確に區別されるものとする。

第四節 特別區に關する特例

第五十一條 特別區の存する區域においては、特別區が連合してその區域内における警察の責に任ずる。

第五十二條 前條の特別區には、都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、都の議會を経てこれを任命する。

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別區の存する區域における自治體警察については、特別區の存する區域を以て一の市とみなし、市町村警察に關する規定を準用する。

第四章 國家地方警察及び自治體警察並びに自治

警察相互間の關係

第五十四條 市町村警察は、國家地

方警察の運営管理又は行政管理に關することはない。これらの警察は、相互に協力する義務を負う。

第五十五條 都道府縣國家地方警察の警察官は、市町村公安委員會から援助の要求があつた場合は當該市町村の區域において、援助の要求をした市町村公安委員會の運営管理の下に、その職務を行ふことができる。

第五十六條 都道府縣警察長は、都道府縣内の市町村警察長と、緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 管轄區域外における權限行使

第五十七條 國家地方警察及び市町村警察は、その都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に屬する區域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内においても職務を行ふ。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄區域（その境界外五百米以内の地域を含む。以下本條中これに同じ。）内に行われた犯罪行為又はその管轄區域内に始まり、若しくはその管轄區域内に及んだ犯罪行為の個々の場合について、その鑑識、捜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄區域外にも職務を及ぼすことができる。

第五十九條 國家地方警察が市町村の區域内に施設を維持する場合及び市町村がその區域外において施設を維持する場合においては、國家地方警察及び當該市町村警察は、相互にその施設について警察の職務を及ぼすものとする。

第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十條 市町村警察長は、國家公安委員會の定める形式及び方法により、犯罪統計並びに證據、寫眞、指紋、被疑者及び被逮捕者の人相書及び手口からなる犯罪鑑識に關する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第六十一條 國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に、犯罪鑑識に關する施設を置く。

第七章 國家非常事態の特別措置

第六十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があるときは、内閣總理大臣は、國家公安委員會の勧告に基づき、全國又は一部の區域について國家非常事態の布告を發することができ

る。前項の布告は、その區域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基づき、内閣總理大臣によつて一時的に全警察の統制が行われる。この場合において國家地方警察本部長官又は警察管區本部長は、布告に記載した區域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告に記載した區域外の國家地方警察又は市町村警察に對して、警察官又は警察吏員の全

部又は一部を、應援のため必要な區域に派遣することを命ずることができる。

前項の規定により、派遣された警察官及び警察吏員は、派遣の期間中派遣された區域においても職務を行ふことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣總理大臣が發した國家非常事態の布告は、これを發した日から二十日以内に國會の承認を得なければならない。もしも衆議院が解散されているときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集會による參議院の承認を求めなければならない。

前項に規定する期間内に、同項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られないか又は不承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來にわたつてその効力を失ふ。

第六十六條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告を發した場合において、その必要がなくなつたと認められたときは、速かにその廢止の布告を發しなければならない。國會が命ずるときは、内閣總理大臣は廢止の布告をしなければならない。

前項の廢止の布告その他本法に規定する内閣總理大臣の職務の行使については、國家公安委員會は、内閣總理大臣に對し、常に必要な助言をしなければならない。

第八章 雜則

第六十七條 都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び警察官又は警察吏員と檢察官との關係は、別

に法律の定めるところによる。

第六十八條 都道府縣國家地方警察の管轄に屬すべき區域と市町村警察の管轄に屬すべき區域に變更を生じた場合、又は一若しくは二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域が二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域に分れ、又は一の市町村警察の區域となつた場合においては、その變更を要することとなつた日から五十日以内にその管轄の變更による措置が完了されなければならない。

前項の措置が完了されるまでの間は、その區域においては従前の警察に關する管轄によるものとする。同項後段の場合においては、二以上の區域の市町村長が協議して又は一の市町村長が従前の市町村長の職務を行ふ。

附則

第一條 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において各規定について、政令で、これを定める。

第二條 この法律施行後最初に任命する國家公安委員會の任期は、五人の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、當該委員會において、くじでこれを定める。

第三條 この法律施行後最初に任命する都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、市町村公安委員會の任期は、三人の中一人は一年、他の一

人は二年、他の一人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、各該委員会において、これを定める。

第四條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範圍内においては、既に施行されるものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員會の設置に至るまで、その職權は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員會がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、國家地方警察又は自治體警察の職員は、現在の法令により、夫々當該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することができる。

第六條 國家地方警察の官吏の任命、給與、服務その他必要な事項に關しては、警察官吏に關する人事委員會規則が定められ、若しくは第三十六條第二項の規定による國家公安委員會の定めがなされるまでは、當分の間、なお従前の廳府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引續き市町村警察の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を適用する。

この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部に勤務する都道府縣の吏員が、引續き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用については、その當該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負擔する。

國家地方警察に要する費用は、前項のときまで國庫及び都道府縣の負擔とする。

國庫と當該都道府縣の警察費の負擔区分については、第一項のときまで従前の例による。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の責に任ずることとなつた場合において、現に警察の用に供する國有財産又は國の所有に屬する物品で國家地方警察に不必要なものは、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを當該市町村に讓與するものとする。

第十條 この法律施行の際警察廳又は道府縣警察部の管理に屬する犯罪鑑識施設、警察通信施設及び教養施設は、國家地方警察がこれを維持管理する。但し、現在東京都港區愛宕町及び宮城內にある警察廳の訓練學校で將來東京都の特別區の警察に移管されるべきものを除く。

第十一條 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十二條 行政執行法第一條及び第二條の當該行政官廳は、第三十七條又は第四十九條の警察署長とし、同法第三條乃至第五條の當該行政官廳及び同法第六條の行政官廳は、第三十七條及び第四十九條の警察署長を含むものとする。

第十三條 第四十條第一項の規定により市町村がその區域内における警察の責に任ずるのは、各市町村警察に關する規定の適用により市町村公安委員會が成立し、必要な警察吏員が任命せられた日よりとする。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を超えてはならない。

第十四條 前條の規定によりその區域内における警察の責に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に關する規定が施行されるまでの間、警察廳又は道府縣警察部が國家地方警察としてその職務を行うものとする。

第十五條 地方自治法の二部を次のように改正する。

第十三條第二項中「選舉管理委員會又は監査委員會」を「選舉管理委員會又は市町村公安委員會の委員に改める。

第二十一條第二項中「警察官吏」を「警察官」に改め、「收税官吏」の下に「並びに普通地方公共團體における公安委員會の委員及び警察官吏」を加える。

第八十六條第一項中「選舉管理委員會又は監査委員會」を「選舉管理委員會又は市町村公安委員會の委員に改める。

第八十八條第一項中「又は」を「」に改め、「收入役」の下に「又は市町村公安委員會の委員」を加える。

第二百一十一條中「及び監査委員會」を「監査委員會及び市町村公安委員會の委員」に改める。

第二百二十五條中「又は監査委員會」を「若しくは監査委員會又は當該市町村の公安委員會」に改める。

第三百十條第一項中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第五百五十八條第一項中「警察部に關する事項」を削る。

第六百六十條第二項中「警察官吏」を「當該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第七百七十三條第一項中「教育吏員及び警察吏員」を「及び教員吏員」に改め、同條第五項を削る。

第二百七十七條中「第四百五十五條」を「第二百一十一條、第四百五十五條」に改める。

附則第一條但書を削る。

第四十條中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第四十一條中「及警察官吏」を「」に改め、當該警察官及警察吏員に改める。

第二百一十二條第二項及び第二百一十三條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若しくは市町村公安委員會の委員又は警察官吏は警察吏員」に改め、關係の都道府縣を「關係區域」に改める。

第二百一十一條第二項中「警察官吏」を「當該警察官及警察吏員」に改める。

第二百二十四條中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第十七條 參議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第七條中「及び警察官吏」を「警察官、都道府縣及び市町村公安委員會の委員並びに警察吏員」に改める。

第十八條 最高裁判所裁判官國民審查法の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若しくは市町村公安委員會の委員又は警察官若しくは警察吏員」に改め、關係の都道府縣を「關係區域」に改める。

(別表)

警察管區の區域	警察管區の名稱	警察管區本部の位置	警察管區本部の名稱
北海道	札幌警察管區	札幌市	札幌警察管區本部
宮城縣	仙台警察管區	仙台市	仙台警察管區本部
青森縣	青森警察管區	青森市	青森警察管區本部
東京府	東京警察管區	東京市	東京警察管區本部
埼玉縣	埼玉警察管區	さいたま市	さいたま警察管區本部
神奈川縣	神奈川警察管區	横浜市	横浜警察管區本部
山梨縣	山梨警察管區	山梨市	山梨警察管區本部
長野縣	長野警察管區	長野市	長野警察管區本部
岐阜縣	岐阜警察管區	岐阜市	岐阜警察管區本部
大分縣	大分警察管區	大分市	大分警察管區本部
福岡縣	福岡警察管區	福岡市	福岡警察管區本部
熊本縣	熊本警察管區	熊本市	熊本警察管區本部
鹿兒島縣	鹿兒島警察管區	鹿兒島市	鹿兒島警察管區本部

○木村國務大臣 今回政府より提出いたしました警察法案につきまして、その提案の理由及び本法案制定について政府のとりました根本の方針を御説明いたします。

最初に本法案提出の経緯について御説明いたしたいと思います。警察制度の改革につきましましては、終戦後ただちにその必要を叫ばれ、政府においては關係方面と連絡の上、慎重調査に着手いたしましたのであります。この重大性に鑑みまして、昨年十月閣議決定をもちまして、内務省に警察制度審議會を設置いたしました。この審議會は、警察官廳の官制及び學識経験者のお集りを願ひ、憲法並びに地方制度の改正に伴う警察制度の改正に關して調査審議をいたさ

が、昨年末有益なる御意見の答申があつたのであります。他本年年初頭から四、五月にかけて、新憲法の實施や地方自治法の施行等、特に行政組織及び運営に大なる變化がありまして、

その際警察の根本的改革を實施いたしますことは、他の制度の切換の圓滑を妨げはしないか、この問題を慮りまして、この轉換期を切替けることといたしまして、第九十二議會にそのため必要な規定を地方自治法の附則に設けまして提出いたしますとともに、他面制度改革の具體的な研究を進めてまいつたのであります。その後政府におきましては内務省解體の方策を決定いたしました。當時は警察制度について根本的な改革方針が未だ決定するに至つておりませんでしたので、その際もとりあへず地方警察機關はそのままといたしまして、ただ中央に總理廳の外局として公安廳を設置し、これを内閣總理大臣の所管のもとに警察行政の中樞機關とすることとして、これに關する法律案を先般國會に提出して審議を願つたことは御承知の通りであります。しかるに、先般警察制度改革の根本方針がよりよく決定するに至

りましたので、ここに中央地方を通ずる根本的な警察制度改革に關する本法案を提出するに至つた次第であります。

次に今回の法案を制定するにつきましまして、警察制度の根本方針に關して申し上げたいと思ひます。今回の改革の方針といたしましては、日本國憲法の精神に則つて、新たな民主的權威の下に、民主的警察を確立せんとするものであります。その重點は、警察運営の民主化の徹底と、地方分權の強化とに置いておられます。また同時に警察本來の使命である法律及び秩序の有效な執行という面にも考慮を拂つておるのであります。

まず第一の警察運営の民主化の徹底といたしましては、(一)警察を管理するために數人の委員による委員會制をとつたこと、(二)警察の職務の範圍を限定し、これを警察固有の職務と稱すべき公安の維持、生命財産の保護、犯罪の捜査、犯人の逮捕に止めることとしたことがあげられるのであります。これによりまして警察が民主的機關として、その運営がいやしくも憲法の保障する基本的人權を侵害することがないと同時に、從來のようにならざるに國民生活に干渉するやうなことがないことを期したものであります。

第二の地方分權の強化としては、御承知のやうな現在の全國一體的な國家警察機構を改めまして、市及び人口五千人以上の市街の町村に、それぞれ自治體警察を認めることとしたのであります。またこの國家地方警察はつきましても、都道府縣で實際に警察執行を行う職員は、身分は國家の警察職員であります。その運営は、知事が

都道府縣議會の同意を経て任命する都道府縣公安委員會の管理のもとに置くこととしたのであります。これによりまして、後に述べます特別の場合を除いては、全國の警察の運営はまったく中央政府の手から離れて、地方民の代表者の手によつて行われることになつたのであります。

第三に、かかる制度のもとにおいて、國內の治安確保のための措置といたしまして、先づ(一)國家の職員として三萬人の國家地方警察隊を置き、(二)全體の警察官吏の定数を現在の九萬三千九百三十五人から十二萬五千人にまで増加するとともに、(三)國家非常事態に關する特別處置を認め、治安維持のために特に必要の場合には内閣總理大臣が國家及び自治體の兩方の警察を一括して、その統制のもとに置くことができることを設けたのであります。

以上が本法案制定にあつてとりました根本の方針であります。この法案は警察の民主化を急速に實現するため、その全規定と法律の成立後九十日以内に施行することとしたのであります。申上げますまでもなく、この法案に國家秩序の保持に任ずる警察の制度に關する重大なものであります。同時にわが國の民主化を促進する上にも重要な意義をもつのであります。何とぞ慎重に審議の上御決断あらんことをお願い申し上げます。

○久山政府委員 警察法案制定の方針につきましましては、ただいま内務大臣から御説明があつたのであります。私からこの法案の内容につきましまして、その重要な事項を中心に順次御説明をいたしたいと存じます。

まずこの法案は、前文と八章六十六箇條の本文、及び附則並びに別表よりなつておるのであります。

前文はこの警察法を制定する趣旨をうたつておられます。日本國憲法の精神及び地方自治法の原則に従ひ、國民の權利と自由を保護し、民主的權威を確立するために、この法律を制定する旨を述べておられます。

第一章は總則といたしまして、警察の職務及びその運営の精神を規定いたしておられます。そのほかには警察職員、警察の官制、字句の解釋について、必要な規定を設けておられます。警察の職務は、國民の生命、身體、財産の保護、犯罪の捜査、犯人の逮捕及び公安の維持に限定をいたしたものであります。しかもその運営は、憲法の保障いたします人權保護の範圍を超えてはならない旨を、嚴格に宣言いたしておられます。ただいま大臣から御説明があつたところであり

ます。第二章は、國家地方警察に關する事項でありまして、第四條におきまして、内閣總理大臣の所轄のもとに國家公安委員會、及び三萬人以内の警察官よりなる國家地方警察隊をおくことを規定しておられます。また國家公安委員會は、國家地方警察の行政、理といふ仕事をいたすするほかは、犯罪統計、犯罪鑑識に關する事務を扱うのであります。さらにあとで申し上げますが、國家非常事態に處しまする警察の統合計畫、それから皇宮警察に關する仕事、さらに中央にある重要な官衙の警備などの事務を掌るのであります。その委員は五人でありまして、任期は五年といたしておるのであ

ります。前に大臣から説明がありました。たような根本の方針に従ひまして、一定の資格要件をもち、かつ警察職員または官公廳の職業的公務員の前歴のない者のうちから、國會の同意を得て内閣總理大臣が任命することとなつておるのであります。委員につきましては、そのほか第六條ないし第十條に必要な規定を設けておるのであります。これはおおよそ國家公務員法の人事委員の例になつたのであります。

次に國家公安委員會の事務部局といひまして、中央に國家地方警察本部をおくのであります。また全國を六つの警察管區にわちまして、そのおのの事務部局といひまして、札幌、仙台、東京、大阪、廣島及び福岡に警察管區本部をおくこととしたしておるのであります。第十一條ないし第十九條は、これに關する規定でありまして、これらの各本部には、それによつて必要な部課や職員をおくことは當然であります。そのほかには警察教養施設その他の機關も設置したものであります。

第二章の第三節の規定は、都道府縣公安委員會に關するものであります。おおよそ國家公安委員會の規定に準じて設けられておりますが、委員の数は三人で、その任期は三年といひしてあります。この委員會は、都道府縣國家地方警察の運営、管理に任ずるものであるものであります。

第二十七條ないし第三十九條にわたります第四節は、都道府縣國家地方警察に關する規定であります。都道府縣國家地方警察は、その都道府縣の區域内におきまして、自治體警察の管轄する區域以外の區域、これは主として村

落部の區域であります。それを管轄する區域といひまして、その區域内における警察事務を行うのであります。その本部は都府縣廳所在地におきまして、必要の地に支所、及び現在とほぼ同様な形の警察署、駐在所、派出所をおくのであります。ただ北海道は、その地域が非常に廣大であります。特殊の事情を考へまして、支廳が現に十四箇所おかれておるのであります。が、そういう行政區畫の例にならひまして、國家地方警察本部を十四以内をおくことができる特例を認めておるのであります。

第三章は自治體警察に關する規定であります。その第一節は總則といひまして、國家地方警察と相並んで自治體警察といふものが存在する。それはすべての市及び人口五千以上の市街地的町村に認めることとしたしておるのであります。この市街地的町村と申しますのは、具體的には政令をもつて告示をいたすのであります。この市町村の警察に關する權限は完全なものであります。國家警察から何らの干渉も受けて、行政的にも運営的にも自主權をもつものであります。従つてその經費も原則として、當該市町村が負擔すべきが當然であります。ただ當分の間、地方自治財政の確立いたしますまでは、現在通り國庫及び都道府縣が負擔をいたすことになつておるのであります。この市町村におきまして警察に關する事務を處理いたしますのは、市町村長の所轄のもとにできます市町村公安委員會であります。この委員會の組織、運営等につきましては、前述の都道府縣公安委員會に準ずることとしたしておるのであります。

第三章の第三節は市町村の警察署、警察長、その他の警察職員等に關する規定であります。市町村警察吏員の定数は、總計九萬五千人といふことになつておるのであります。地方自治財政が確立いたしました、市町村がみづから警察費を賄ふことができるようになりましますまでは、別に政令でもつてその基準を定めることにいたしておるのであります。市町村警察長は市町村公安委員會がこれを任免したものであります。その他の警察職員は公安委員會の承認を受けまして、その市町村警察長が任免することになつておるのであります。市町村警察の中で特別區にありまして、特例を認めておるのであります。すなわち特別區の存する區域におきましては、その實體に適應して警察の機能の發揮に遺憾なきを期するために、特別區が適合して單一の組織で警察の責に任ずることとしたのであります。その公安委員會に都知事の所轄のもとにおきまして、委員の任命は都知事が都議會の同意を経て行うことにしておるのであります。その他の事項につきましては、特別區の存する區域をもつて一つの市とみなしまして、これに市町村警察に關する事項を準用することにいたしてあります。

第四章は、この國家地方警察と自治體警察相互間の關係を規定いたしておるのであります。前述のごときこれらの警察は相對的なものであります。國家地方警察の方から指揮命令を出すことはできぬのであります。相互に協力して警察の執行に當り、また特に國家地方警察は、市町村警察より要求がありましたときには、その區域

に援助のために出動して職務を行うことができることとしたのであります。第五十七條から五十九條に至ります第五章は、警察職務の必要に適應いたしますために、國家警察、自治體警察のおの／＼が、本來の管轄區域において權限を行ひ得る場合を定めておるのであります。その境界外五百メートル以内の區域、及びその市町村の施設が他の區域内にある場合、その施設内においては犯罪捜査等の權限を行うことができますこととしたのであります。また自己の區域内に起つた

り、その管轄内に關係のある事件については、管轄外においてもその權限を行うことができるということを定めて、警察が多數の獨立した部門にわかれることによつて起る犯罪捜査上の不便を補うことにしておるのであります。

第六章は、犯罪統計及び犯罪鑑識に關する規定であります。この二つの事項については、警察全般の能率向上の建前から、例外的に自治體警察に對して、國家警察に一定の報告義務を課しておるのであります。

第六十二條から第六十六條にわたります第七章は、前に一言いたしました國家非常事態の特別措置に關する規定であります。國家非常事態に際して、治安維持のため特に必要であると認めるときには、國家公安委員會の勸告に基いて内閣總理大臣が、全國または一部の區域について國家非常事態の宣言を出します。そしてその區域内の國家及び自治體兩警察を統制いたします。さらに必要な場合は他の區域から警察官吏の應援派遣を命じて、事態の解決に當らせ得ることとしたのであります。

第八章は雜則の規定であります。第六十七條におきまして、警察機關と檢察官との關係については別に法律で定めるといふことを書いておるのであります。また第六十八條におきましては、市町村の廢置分合などがあつた場合の警察に關する措置について必要な規定をいたしておるのであります。附則においては、この法律の施行について必要な事項を定めておるのであります。法律は成立後九十日以内に完全に施行されること。第二に、最初に任命された公安委員會の委員は、通常の任期にかかわらず、毎年一名ずつ交替するものとした次第であります。第三には、警察職員に關する法律の運用に必要の範圍内で施行されたものとみなしまして、必要な規則の制定などの準備を進めるのであります。それができまは從前の例によることにいたしておるのであります。第四に、費用の負擔については、税制改革その他の處置によつて地方財政が確立いたしますまでは、警察費の負擔は當分從前の例によることを規定してあります。第五は、現在使用しておりますの施設の處置につきましては、國家警察に必要なものを除きまして、自治體警察にこれを譲渡する旨を規定したの

であります。最後に地方自治法の改正、その他本法の實施に伴いまして、改正を要するいろ／＼補足的な規定などを、十九箇條の規定にまとめおるものであります。

大體主要な點につきまして、概略を御説明申し上げた次第であります。

○坂東委員長 ちよつとお話いたしました、この警察法案につきましても、質問は明日にいたしましてはいかかでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは警察法の質問は明日にいたします。

○坂東委員長 それでは續いて請願に關する審議を進めます。日程を變更しまして、第二、料理店の營業再開許可その他に關する請願を議題といたします。文書表一〇五九號であります。代つて私が朗讀いたします。

「本請願の要旨は、七・五禁令以來四箇月間料理店業者は、高額の増加所得税の徴収並びに現下の物價高にその生活は極度に困窮している、つてはこれが對策として七・五禁令を解除して營業の即時再開を許されたい、又諸税の極度減額並びに休業中の生活費の補償につきても盡力されたい」というのであります。政府の御意見を伺ひたい。

○原説明員 ただいまの請願につきましては、この前に同様な趣旨の、若干は違いますが、やはり料理店、飲食店等の緊急措置に關する請願がありましたが、申し上げておつたと思ふのであります。この緊急措置令、いわゆる七・五禁令は當時の食糧事情から、特に輸入食糧を確保せねばならな

いという緊急やむを得ざる事情から、政府としてはこの措置に出ざるを得なくなつたやうなわけでありますが、主管としては經濟安定本部が中心となつて農林省それから厚生省は飲食店、旅館等について、その衛生上その他の點からこれを取扱ひ、内務省は從來から風俗警察という面と、これらの政令取締を實施するという面においてこれに關係して、共管の一員となつておるのであります。従つてこの請願の趣旨は、七・五禁令の解除をせよというは、あるいは租税の極度の減額並びに休業中の生活費の保障というやうなことにつきましては、たゞ／＼安本からも適當官が見えておられますので、むしろ安本の方から、この點につきましてはお客々とした方がよろしいのじやないかと存するのであります。さうやう御了承願ひたいと思ひます。

○直江説明員 本請願に對します安本としましての決定的な意見につきましては、擔當局の局長あるいは次長がはつきり申し上げるべき筋合だと思ひますが、ちよつと出張中でございますので、もつぱらこの事務を擔當しております私から、この請願に關しまして、どう取扱うべきかということについて御參考になるかと思ひますので、現在私たちのやつております事務の状況を御報告申し上げておきたいと思ひのであります。

今内務省の方からお話がありましたように、この七・五禁令は、おそらく日本の營業警察が始まつてからないと思ひ切つた施策であつたと思ひのであります。これはその當時の食糧事情が、どうしてもこういう施策をとらざるを得ない情勢にあつたことは、すで

に御承知の通りであると思ひのであります。しかし安定本部としましては、せめて勤勞大衆を相手とする酒場、われわれはそれを民衆酒場と名前をつけたりしますが、せめてそういうものが開かれること、すなわち酒のみを販賣することを目的とし、しかもその設備が開放的であり、簡素な設備であり、しかも主其を全然利用しない、そういう酒場は許可してもしかるべきでないから、次に未利用資源なんかについて、も同様の問題が一應考えられるのであります。その大衆酒場なり、あるいは民衆酒場なりを開設するということがつきまして、一應案をこしらへたのであります。しかしその後これを開設することによつて食糧の需給状況、特に輸入食糧の見通しが、いかなる影響があるかということについて、慎重に考慮せざるを得ない状態にあつたのであります。いろいろ上局の方でも、その間の見通しを各方面と接觸をやつたやうでございますが、今のところとしましては、アメリカにおいてさへも醸造業の停止をやつて、その一定の期間の停止をやつて剩餘になつた穀物を海外に出すというやうな状況にあること、それから國內の食糧状況から見ましても、ある場合には酒造業の方も削減せざるを得ないというやうな状況にありまます。食糧の緊迫した状況が、當分緩和される見込みがないのでございまして、今のところ各方面の意向を総合しますときに、この再開ということとは、非常な困難な問題じやなからうかと豫想されるのであります。

○松野委員 ただいまの御説明に、多少附加して御説明願ひたいことがございします。高級飲食店の禁止以來、その當時の食糧事情と勘案いたしました、私たちが一應了承したのであります。が、そのおもしろい原因が、これによつて配給數量の増額を期待するということとが眼目であつたと存じますが、その後の状況において、高級飲食店を禁止したために、どれほど食糧が増配されたかという数字を拜聴いたしたい。

○直江説明員 この七・五禁令以來、いかにそれが主其の配給状況に効果をもたらしたかというところは、非常に困難な問題でございまして、事實これによつて直接にどれだけの米を浮かし、それが主其配給上に、積極的に数字的にどれだけ貢獻したということはございしません。ただおそろく、そういうところの流れにおつたところの、いわゆるやみ料理の原料であるところの各種の生活物資が、地域的に、あるいは一時的に、好結果をもたらしておるという情報はいつておる程度でございします。

○松野委員 まことに残念ながらも、配給數量が増えないとともに、地域的に好評をもたらしておるという一方的な考えでなしに、これによつて非常に不評を買つておる、あるいは生活の脅威を受けておる、あるいは國民の間に不満があるという點は、お聞及びかどうか。安定本部の一方的な御説明でなしに、長所と短所をお伺ひいたしたい。

○直江説明員 たしかにこの七・五禁令というものは、二十數萬の業者が一齊に休業したのでございしますから、その職業を奪われた業主はもちろん、その營業に従事しておる従業員の生活問題として、眞剣な對策を要せられると同時に、特にこの再開について善處

方の陳情が、續々參つておるのであります。が、たしかにその中には、われわれは聴くべきものが多々あることを十分承知いたしております。それで特にこれはお話し上げるまでもないこととありますが、終戦以來のこういう社會状況におきましては、最も手つ取り早く生活の途を求められるのは、こういう方面でありますので、これを奪われたところの關係者の生活苦況は、十分同情に値すべきものであるのではなからうか。中には自分の家庭の、ほんの窮狀を訴えてまいる陳情があるのであります。そういう者の状況をよく見ますと、ほんとうに同情にたえないものがあるのであります。それと一方財政上の問題からいたしまして、御承知の通りに、業務用酒からある酒税というものは、財政收入の大きな部分を占めておるのであります。が、この料理店閉鎖以來現在までの、期待した税金の相當巨額なものが收入の見込がなくなつております。いさうに今度追加豫算の財源として、酒税により相當見込んでおるのであります。大體當初は先ほど申しましたやうに、酒場の開設によつて比較的安易に、しかも公正な方法で税金をとらうとしました。が、それなかなるおそれがあることによつて、新たにこれをいかなる方法でとるかという方策を研究せざるを得ない状態にもなつておるのであります。そこで、どこまでもこれで押しこめようというつもりはないので、先ほど申しましたやうに、せめて大衆酒場について、全國的に開設したならばということ、目下いろ／＼折衝を續けておるところでございします。

○松野委員 同情だけでは數千萬の業

者は浮ばれません。過去を責めるのでは
ありません。將來いかなる對策を講
ぜられるか、あるいはこれの解禁を早
くされるか。またそれができないけれ
ば、最近話題に上つてゐる高い自由な
酒をこの業者に賣らせるか、または最
近の高級食料品は統制を撤廃されてい
る現状において、たとえば果物あるい
は魚類におきましては、たい、これら
のものを使用するの調達は許可される
かどうか、あるいは見通しがあるかど
うか、お答えを願ひたいと思ひます。

○直江説明員 今の御質問は、現在の
酒類の販賣において、いわゆる高い酒
を自由販賣にするつもりであるかど
うか……

○松野委員 自由販賣の高い酒を使つ
て飯食店に營業させるか、または、統
制撤廃されてゐる高級な食品を使つて
の料理としてならば營業させるかど
うかというのです。

○直江説明員 これから自由販賣をす
ることになる酒を使つて營業を認める
ことは、結局貨幣制度になるのではな
いから、かと思ひますが、現在
法文の建前からは、貨幣は一應對象外
の營業となつておりますけれども、最
近それを利用することによる脱法行為
が相當あることにより、特にこれに對
して何らかの手を打たなければならな
い状況にありますので……

○松野委員 私の説明が不十分と思ひ
ますが、私の聴きたいのは、政府にお
いて高級な酒を賣るのだから、この自
由販賣の酒あるいは統制外の魚を使つ
ての飯食店の開設を認めるかという意
味で、過去のやみをどうしろというよ
うなことではないのです。私の聴かん
とするところは、政府が高いタバコも

賣り酒も賣つてゐるので、現在苦し
んでゐる業者に、この自由販賣の酒を充
てて營業させたらどうかということをお
聴きしてゐるのです。

○直江説明員 どうもそういう根本的
問題になりますと、私から見通しを申
し上げるのは少しくむずかしいので、
やはり責任のある局長、次長から申し
上げた方がよろうと思ひますので、し
ばらく答辯を留保願ひたいと思ひま
す。

○外崎委員 中途から来たので、はつ
きりしたことはわかりませんが、今質
疑應答を聴いてゐると、責任のない
人、また責任があつても答辯のできな
い人をここに呼んだことは、委員長に
も責任があると考へなければならな
い。制限のある時間の中で、われ
が説明を聴いて調べようというとき
に、答辯できない人をここに呼ぶ
ということは委員長にも責任がある。
少くとも局長なり大臣なりを呼んで來
て、完全な質疑應答ができるような方
法をとらなければならぬ。委員長が
ただちに局長なり大臣なりを呼んで來
て、ここで質疑應答させるようにして
いただきたい。

○坂東委員長 局長が來られませんが
で、事務官が來て參考に答辯したにす
ぎません。この請願は責任者の答辯を
聴かなければならぬから、次にま
わそうと思ひますが、いかがですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松野委員 議事進行について。最近
特に請願とか陳情とかを重要視する委
員會の傾向に對して、委員長はまこと
に手ぎわなる處置をとられたのでは
ないか。なぜならば、請願だから説明
だけでよろしいという考へで、今まで

委員長がおられたのではないか。たま
たま今度の請願が大きな問題を投げ
た。陳情というものは、陳情としては
一地方から出てゐるけれども、各地方
に影響のあることです。このために委
員會において特に貴重な時間を割き、
また私たちが一地方の請願まで目を通
して來てゐるのに、委員長はまるで、
一地方の説明として聴けばいい、一つ
の議題として委員會にかければいいと
いうだけのお氣持でゐるのではないか
と思はれるので、この際あらためて委
員長の決心を聴きたい。もしそうなら
ば、私たちは出て來ないで、陳情係、
あるいは委員係を二、三人置けばいい
わけである。

○坂東委員長 お答えいたしますが、
今局長が來られないから事務官が來て
參考に説明してゐるだけであります。
それは満場の意見によつてきまるわけ
でありまして、たとえば先例を見まし
ても、事務官の説明が満足できぬ場
合もありまして、満足できなければ、
局長が來てその説明を聴いてから
きめるとおきめになればそれでいいわ
けです。

○外崎委員 そこはわかるのだが、局
長がいけない場合、少くとも局長の代理
をし得るような人を呼ばないではな
いか。ここへ來て答辯のできないよう
な事務官を呼んで來たのでは時間のむ
だである。そこを言うのである。こう
いう貴重な時間を割いて審議する場合
に、答辯もできない責任のないような
人を呼んで來てどうするか。少くとも
責任のある答辯のできるような人を呼
んで來てもらいたい。

○坂東委員長 それは今お断りしまし
たように、政府の方から局長が來られ
ないから事務官が代つて來て參考に説
明する。説明員というのは今までもあ
るのですから。
○外崎委員 そこを言うのです。責任
のないそういう人を呼んで來ては困
る。

○坂東委員長 呼んで來たものではな
い。政府の方から局長が來られるのに
事務官が來たのではない。

○松野委員 請願というのは説明を聴
くだけではない。答辯を求めるための
請願です。だから前もつて質問書は出
ておるはずで、説明は十分請願書に
よつて讀んでおる。政府が出てくるの
は答辯するために出てくる。私たちは
請願自身をここで審議するのじやな
い。請願の説明を聴くためである。請
願書は前もつて、あるいは一箇月前か
ら出してゐる。その説明が本日の説
明であり、答辯が本日の答辯である。ま
るで本日請願の内容を審議するといふ
ようなことを言つておる。もつてのは
かである。重要な請願の中から、特に
大事だから、何百通何千通の中から、
あるいは一通か二通しか出てこない。
その完全な答辯が本日の政府の答辯
でなければならぬ。しかも答辯で
きない者が出して、次ぎの機会に延ば
す。われわれは請願自身を審議する時
間はない。

○川橋委員 この問題は、禁止令が實
施されてから、各地方に非常な波
紋を描いておる。先ほど應答があ
りましたように、二十數萬の失業者が
できてゐる。あるいはまた、この問題
が各地方の財界方面にも相當の影響を
與えておる。そうしてまた税收入にお
いても、國庫の税收入のみならず、府
縣の税收入に相當の影響を與えてい

る。この問題は非常に重大な問題であ
りますから、明日の委員會に安本長官
の出席を求めて、そこで質疑應答した
い。

○坂東委員長 御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それではそろそろです。
○松野委員 私は本請願のみでなく、
すべての請願に對して委員長が、そう
いう態度であるならば、當委員會にお
いて、請願及び陳情に對して、根本的
な方針を立てなければならぬ。

○坂東委員長 私は松野君の言うこと
がわからない。政府で來られないか
ら、一應事務官が來て、參考のために
説明を聴いたわけですが、私の責任とは
何ごとか。
○松野委員 委員長、感違ひだ、本日
この請願の説明ができなければ、次に
廻せばよい。本日ここにかける手はな
い。

○坂東委員長 かけます。來ると思つ
ていますから……
○松野委員 來ると思つて、來なかつ
たらどうなるか。
○坂東委員長 そんなことは仕方があ
りません。こつちは來てくれと言うだ
けのことです。つかまえてくることは
できません。私だつて請願を二十年や
つていますから、よくそんなことは知
つています。

○佐藤(通)委員 いろいろ意見がある
ようでありまして、私は別に委員長の
立場を庇護するやうな氣持でお話しを
するわけではないけれども、いろいろ
考へてみますと、ちよつと論旨をはき
違へておられるのじやないかと思ふ。
もちろんこの請願に對して政府側の意
見を求むべく、委員長としては政府の

方に連絡されて、十分責任のある答辭ができる方の出席を求めておるはずである。どういふいき違ひであつたか、知りませんが、今いろいろ御意見のある方々の満足を得ないような方の出席があつたために、こうしたことになつたのであらうと私は思いますけれども、委員等としては最善の途をたづなつて、政府の方に十分答辭のできる者をよこすようにという連絡があつたといふことを、私は十分御想像ができるのじやなからうかと考えております。そこで、こんなことを一々くずく言つても仕方がありませんから、今日の答辭で満足できない場合は、明日の委員会でもまた機会があるわけです。一年も二年も延ばすわけでないから、明日の委員会に十分答辭のできる方の出席を求められるように、私は委員長に希望を申し上げておきます。

○坂東委員長 生活局長は今日G・H・Qの方に付て来られなかつたので、とにかく事務官が来て一應説明したわけです。

○佐藤(通)委員 今日のところは、それで了承しようじやありませんか。

○外崎委員 別に委員長を責めるわけじやない。少くもこういふ問題は重要な問題だから、重要な問題に對しては、わかるように具體的にされなければならぬ。

○坂東委員長 それでは本問題は明日日程に上せまして、安本長官を呼びまして、眞やむを得ない時分には生活局長を呼ぶ。本案はそういうことにいたして御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○坂東委員長 御異議なしと認め、本案はさうにします。

○坂東委員長 次に日程第一に入りまして、武庫郡町村に對し行政上特例設定の請願を上程いたします。中村紹介議員。内務省のは紹介済みですから内務省以外の方に……

○中村俊夫君 この請願は各省にわたつておりますが、さいわい本日は、厚生省關係の政府委員がお越しになつておるようでございますので、本請願の第三と第四、甘味ズルチンを市なみに、武庫郡の重要性に鑑みて同等に扱つてもらいたいという一項と、第四は、生活保護法による生活扶助料が大坂、神戸と非常な開きがある。これは先般數字をあげて申上げたのであります。

甲區は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、乙區は姫路市、明石市、洲本市、伊丹市、相生町、御影町、鳴尾村、住吉村、本山村、魚崎町、本庄村となつておるのであります。阪神間の特殊性に鑑みて、この乙を甲に上げていただきたいというのが、この請願の重要な點であります。この點につきまして政府のお考えを承りたいと思ひます。

○高田説明員 ただいまの請願に對しまして、第一のズルチンの方は所管が違ひますので、そちらの方に連絡をいたします。

○中村俊夫君 これはどの係りになりますか。

○高田説明員 厚生省の中にある醫務局の製藥の關係だと思ひます。第二番目のお話し、生活保護法の生活扶助費の基準額について御説明申し上げます。生活保護法の基準額は、一應六大都市とその他の市町村と三つに分けておりますが、六大都市にもその他の市の方にも、それ／＼これに準ずる地域という項目がありまして、それで六

大都市あるいはその他の市以外であつて、それ／＼經濟事情が六大都市またはその他の市に準ずるような地域につきましては、地方長官が資料を具しまして厚生大臣に相談をいたしたのでございます。それで厚生大臣の方でよろうと思ひましたならば、認可をするという手續をいたしますれば、それ／＼六大都市またはその他の市に準ずるような額に引上げられることになつております。ただいま記憶をいたしておりませんが、この準ずる地域として六大都市なみ、あるいはその他の市なみに扱われておるところも、相當あるように私は存じておりますので、兵庫縣知事の方でいろいろ自由購入價格等をお調べいただきまして、神戸並び、あるいはその他の市並びに扱ふのが妥當であるという御認定がつきまして、私の方に御相談いただきますれば、私の方では別に拒否するつもりはございません。これは實情に即してやりたいと思ひます。

○中村俊夫君 この請願の中に、もう一點文部省關係の事項がございますので、文部省の政府委員にお伺ひいたしたいのであります。學校給食の關係であります。この請願の趣旨は、各市には資材の配給があつて行われておるが、阪神間の町村には資材の配給がないというところになつております。最近私の調査したところによりますと、さいわいにして武庫郡から姫路に至るまでの町村には、各小學校には神戸市並みではございませんけれども、進駐軍の方から學校給食の資材をもらつておるのであります。文部省との關係が私にはよくわかりませんが、そういう請願の趣旨について、文部省としてどうい

お取計らいが願えるか、お尋ねいたしたいと思ふのであります。

○中村説明員 ただいまの御質問でございますが、これは今年の一月から全國の小學校を對象としたしまして、體位向上と營養教育の徹底をはかるために學校給食を實施いたしております。そうして全部の小學校に對して、ぜひこれはこういう意味でやれということを申しておりますが、政府から配給いたします物資は、ほとんどその大部分が連合軍關係からわけていただいたおるものであり、絶對量がある關係上、この九月までは、全國の二百數都市の小學校にしか配給できなかったわけでありまして、さいわいに連合軍の方にも、全都市の學童給食が、これほど日本人の要望に應えて早く發達するとは思つていなかったやうであります。それが實現できたというところから、さらにこのたび特別の好意をもちまして、粉乳を一萬二千ト、放出してくれて、これで新たな計畫を立て、從來の都市の小學校はもちろんのこと、その餘りの數量でもつて町村部にも實施するように、そうしてその町村部の小學校に對して物資を配給いたします場合には、これを蛋白質の攝取量の最も少いところから順次開始せよといつた提案がありまして、それに基きまして、文部省といたしましては計畫を立て、ただいまはさういつた町村部からだん／＼實施いたすことになり、現在ではたとえ兵庫縣におきましては、この十二月までに五萬人ばかりの學童に對して學校給食を實施いたすことになつております。そうして町村のこ

ういつた最も必要な學校を選ぶ場合、その選擇の權限を知事に一應任して

ておるのであります。それで大體町村部も都市と同様に、今後物資の入手次第學校給食の物資を配給することができると存じております。またわれ／＼の計畫といたしましては、來年の六月までをただいまのところ目指しまして、來年の一月から三月までに、さらにある程度の數を町村部にも殖やし、また三月末から六月までをだん／＼殖やすというように、學校給食はだんだん小學校から中學校に進むように努力いたしたいと考えております。

○中村俊夫君 大體その點は私も調べて承知しておりますが、本請願の趣旨は、神戸市と大坂市との間におるこの町村を神戸市、大坂市と同じように取扱つてもらいたいという趣旨であります。従つて學校給食についても、ただいま御説の通りに、連合軍から粉乳を最近阪神間の町村にもらつたので、それを神戸市、大坂市と同じやうに取扱つてもらいたいというの本請願の趣旨でございます。今のお話によりまして、それは知事に一任しておるといふ御説ですが、私は次のように了解していかうかというところであります。文部省は知事に一任しておるといふことであれば、知事の計らいによつて、阪神間の小學校の給食を神戸市と同じにすることが可能であるかどうか、その點をもう一應お伺ひいたしたいのであります。

○中村説明員 お答えいたします。もし知事が、阪神間の各町村の小學校が、全縣下を見まして、他の地區より蛋白質の攝取量が學童にとつて最も必要だと認めた場合は、ただいま申し上げたやうな都市と同様に扱ふことになつております。それで大體私の方の事務

的のことでございますが、報告により
ますと、現在すでにそう扱うように知
事から報告が来ておると私記憶してお
りますから、ちよつと附け加えておき
ます。

○川橋委員 今の問題に關連して、先
般來實施されております臨時勤務地手
當でありますが、臨時勤務地手當を支
給せられるに當りまして、舊京都市内
の官公署在勤者に對しましては特甲給
を支給せられ、殘餘の市内在勤者に對
しましては甲給を支給せられ、地域給
に差等を付する措置をとられておる
のであります。この問題は、前の委員
會で内務省の財務課長に話をして、大
藏省の方に文涉してもらいたいが、こ
うことを申し上げておきましたが、こ
う取扱いが非常に不公平であつて、
そういう差別を設けられることに
對して非常な不平をもつておる。これ
に對してはよく研究をして同じ待遇を
するように願いたい。この問題は一應
御研究を願ひまして適當に處置を願
ひたいということを希望しておきます。

○坂東委員長 お諮りいたします。こ
の請願に對する政府側の説明は、さき
に内務省、本日は厚生省、文部省の説
明を聴きましたが、まだ大藏省と農林
省、商工省が残つておりますから、
明日三省からの意見を聴きましてきめ
たいと思ひますが、いかがでしやう
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それではさうに決定
いたします。
明日は午前十時から委員會を開きま
す。本日はこれにて散會いたします。
午前十一時五十五分散會

昭和二十二年十二月三十日印刷

昭和二十二年十二月三十一日発行

衆議院事務局 印刷者印刷局